

## 鋸南町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員募集要領

令和7年5月13日の任期満了に伴い、鋸南町農業委員会の委員（以下、「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）の次期委員について、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集によってもこれらの委員を募集します。

### 1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員
- (2) 推進委員

### 2 募集期間

令和6年12月6日（金）から令和7年2月14日（金）まで

### 3 推薦又は応募の資格

(1) 推薦を受ける者又は応募できる者は、次のいずれかに該当する方です。

#### ①農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

#### ②推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、農業委員及び推進委員となることができません。

#### ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

#### ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

#### 4 推薦及び募集の方法

指定の様式に必要事項を記入の上、期間中に提出してください。

※様式は、農業委員会事務局又は町ホームページからダウンロードできます。

##### ○提出先

鋸南町農業委員会事務局【鋸南町役場地域振興課（本庁3階）】へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出してください。

持参の場合の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

郵送の場合は締切日必着とします。

##### 郵送の場合の送付先

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

鋸南町農業委員会事務局（鋸南町地域振興課内）

#### 5 候補者の選考

推薦及び応募による候補者の総数が定数を超えた場合又は町長若しくは在任の農業委員会会長が必要と認めた場合は、在任の農業委員及び農業委員会事務局長の判断によりそれぞれの候補者を先行します。また、必要に応じて面接を実施する場合があります。

##### 優先順位

①認定農業者

②①に準ずる者（認定農業者OB、認定農業者の農業従事・経営参画、認定新規就農者、集落営農組織役員、指導農業士、基本構想水準到達者）

③青年・女性

※耕作放棄地を所有していないなど農地法の趣旨に反していない方を優先します。

#### 6 選考結果の通知

内示については、令和7年2月下旬頃に本人及び推薦者に郵送で通知します。

選考結果は、鋸南町議会にて承認後に通知します。

#### 7 個人情報の取り扱い

推薦及び募集により取得した個人情報については、保護・管理に充分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

## 8 定数

- (1) 農業委員 10名
- (2) 推進委員 8名

推進委員が担当する地区割表

番号	担当する区域	募集人数
1	元名・保田（芝台・中原・中道臺・本郷上）一円	1名
2	大六・吉浜・大帷子下・江月・大帷子上一円	1名
3	小保田・市井原・横根一円	1名
4	下佐久間一円	1名
5	竜島・田町一円	1名
6	中佐久間一円	1名
7	上佐久間一円	1名
8	奥山・大崩一円	1名

## 9 任期

令和7年5月14日から令和10年5月13日までの3年間

## 10 職務

### (1) 農業委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項についての活動・審議等のほか、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の最適化に関する事項について活動・審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（5日頃）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に出席していただく場合があります。

### (2) 推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などを推進するための調査等が主な職務となります。会議は、毎月1回（5日頃）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に出席していただく場合があります。

## 1.1 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する非常勤の特別職で、鋸南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

会長 年額258,400円

農業委員 年額207,100円

推進委員 年額207,100円

(業務には守秘義務が伴います)

## 1.2 情報の公表

選考にあたっての透明性及び公平性を確保するため受付期間の中間及び期間終了後に鋸南町ホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦した者の氏名、職業、年齢及び性別(推薦した者が法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体の性格を明らかにする事項)
- (2) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者が認定農業者等であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者又は応募した者が農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定により農地利用最適化推進委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数

### ※注意事項

- 1 農業委員と推進委員の兼務は出来ません。
- 2 応募者については、農業経営の状況等について関係機関等へ確認をし、選考を行います。
- 3 申請書は理由の如何を問わず返却しませんので、ご承知おきください。
- 4 推薦、応募に係る経費は、全て自己負担となります。

お問い合わせ 鋸南町農業委員会事務局 TEL 0470-55-4805 FAX 0470-55-0421
---